

柏市子育て支援事業委託事業者募集要領

1 当該委託の目的，概要

(1) 目的

柏市では，核家族化や地域のつながりの希薄化により，子育て親子の孤立化や子育てに係る不安や負担が課題となっている。これらの課題を解決すべく，親同士が繋がり合うことなどを目的とした地域子育て支援拠点事業や，様々な子育て支援を円滑に利用できるようにすることを目的とした利用者支援事業を行っている。

これらの事業は，子育ての現状や課題を踏まえた事業展開等が求められるため，質の高いサービスの提供と安定的な事業運営を実現できる事業者を，公募型プロポーザル方式にて企画提案により選定する。

(2) 業務名

柏市子育て支援事業委託（以下「本事業」という）

(3) 業務内容

本事業に係る仕様書（以下「仕様書」という）のとおり

(4) 事業実施場所

沼南社会福祉センター内（社会福祉法人 柏市社会福祉協議会所有）

住所：柏市風早 1－2－2

(5) 委託契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで（2 年間）

(6) 委託料の上限

総額：4 2，0 0 0，0 0 0 円

令和 8 年度：2 0，9 0 0，0 0 0 円

令和 9 年度：2 1，1 0 0，0 0 0 円

ア 契約期間については，債務負担行為を設定済み。

イ 本事業は，社会福祉法上の第二種社会福祉事業であり，契約に当たり消費税は非課税となる。

2 参加資格

参加資格を有する者は、公募開始日から契約締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと
- (3) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和 62 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成 26 年 12 月 18 日制定）に基づく指名排除を受けていないこと
- (4) 電子交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者又は公募日前 6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと
- (5) 法人税，法人事業税，法人住民税，消費税及び地方消費税を完納していること
- (6) 公募時点で、過去 3 年以内に柏市を含む地方公共団体において、地域子育て支援拠点事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項）や利用者支援事業（子ども・子育て支援法第 59 条の第 1 号）などの子ども・子育て支援に関連する事業の受託実績（履行中も含む）があること

3 全体スケジュール

内容	期日
公募開始	令和 7 年 10 月 3 日（金）
参加意思表明書受付締切	令和 7 年 10 月 10 日（金）
参加資格要件確認結果通知	令和 7 年 10 月 16 日（木）
質疑書受付開始	令和 7 年 10 月 17 日（金）
質疑書の締切	令和 7 年 10 月 24 日（金）
質疑書に対する回答	令和 7 年 10 月 31 日（金）
提案書等の提出締切	令和 7 年 11 月 14 日（金）
プレゼンテーション	令和 7 年 11 月 21 日（金）

プロポーザル方式結果通知	令和 7 年 1 1 月 2 6 日（水）
契約の締結	令和 8 年 1 月中旬

※各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある

4 配布資料

配布資料は次の資料とし、柏市ホームページに掲載する。

- (1) 本事業に係るプロポーザル募集要領
- (2) 各種様式 1 ～ 6
- (3) 仕様書（案）及び別紙 1 ～ 3
- (4) 本事業に係る審査評価基準

5 参加意思表明書（様式 1）等の提出方法

(1) 参加意思表明

プロポーザルの参加を希望する者は、下記（５）に定める書類を提出すること。提出期限までに提出がなかった場合は、プロポーザルの参加は認めない。

(2) 提出期限

令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金） 1 7 時まで

※土・日曜日、祝日は閉庁日のため、受付は行わない

(3) 提出先

子育て支援課

(4) 提出方法

持参または郵送（提出期限までに届いたものに限る）

(5) 提出書類

- ア 参加意思表明書（様式 1）
- イ 暴力団排除に関する誓約書（様式 6）
- ウ 法人の事業概要がわかる会社案内等の資料（自由様式）
- エ 法人の定款及び規約等
- オ 法人役員名簿
- カ 法人税等並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

※本店所在地及び柏市において、地方税（県税，市町村税），法人税，消費税及び地方消費税の未納が無い事を証する証明書（法人以外の団体は，その代表者が地方税，所得税，消費

税及び地方消費税の未納が無い事を証する証明書で三か月以内に発行されたもの。写しで可）ただし，納税に係る申告が必要ない場合や，本店または支店等の所在及び市において地方税，法人税，消費税及び地方消費税の課税が必要ない場合については，証明書の添付は不要とする。

キ 当該法人の登記事項証明書（全部事項証明書）

ク 事業報告書（様式自由）

※ 2 (6) の業務実績が確認できるもの

(6) 提出部数

各 1 部

(7) 参加資格審査結果

令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）までに審査結果を通知する。

6 質疑書（様式 3）の提出方法等

内容等について不明な点がある場合は，必ず質疑書受付期間内に次のとおり「質疑書（様式 3）」を提出すること。電話及び窓口訪問による口頭での質疑は受け付けない。

(1) 提出期限

令和 7 年 1 0 月 2 4 日（金） 1 7 時まで

(2) 提出方法

「1 2 担当窓口」に記載のあるメールアドレス宛に，質疑書（様式 3）を電子メールにより提出すること。メールの件名は【柏市子育て支援事業委託】と明記すること。また，提出後は子育て支援課に電話で電子メールの到達確認をすること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は，令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）までに，柏市ホームページに掲載する。

7 企画提案書（様式 4）等の提出方法等

(1) 企画提案等

企画提案に参加を希望するものは，下記（6）に定める書類を提出すること。提出期限までに提出が無かった場合は，プロポーザルの参加を認めない。

(2) 提出期限

令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金） 1 7 時まで

※土・日曜日，祝日は閉庁日のため，受付は行わない

(3) 提出先

子育て支援課

(4) 提出方法

持参または郵送（提出期限までに届いたものに限る）

(5) 企画提案書の作成方法

企画提案書（様式 4）の各設問について記入すること。なお，回答欄の幅については調整しても良いが，以下 3 点の体裁は，必ず整えること

ア 各設問の下部に枠を設け，枠内に回答を記入すること。

イ 用紙サイズは A 4 版で作成し，1 部ずつファイルに閉じること。（ファイルの表紙及び背表紙に事業者名及び正本または副本の別を記載すること。）

ウ ページの向きは縦とすること。

エ 使用する文字の大きさは，10 ポイント以上とすること。

オ 別添資料の添付は不可とすること。

カ カラー刷り，写真，絵，図及び表等の挿入は，可とすること。

キ ページ番号を付すこと。

(6) 提出書類

ア 企画提案書（様式 4）

イ 業務実施体制（様式 5）

ウ 見積書（単年度毎に作成し，支出する費目及び金額を記載した内訳明細書を添付すること。また本要領 1（6）に記載の委託の上限金額を越えないこと。

(7) 提出部数

原本 1 部，写し 5 部

(8) 辞退

参加意思表明後に辞退する場合は，参加辞退届（様式 2）を企画提案書等の提出期限までに持参または郵送（提出期限までに届いたものに限る）により提出すること。なお，辞退をして

も今後の入札等において不利な扱いはしない。

8 審査方法

提出書類を基に、柏市プロポーザル方式選定委員会（柏市子育て支援事業委託）（以下「選定委員会」という）の委員が評価を行うため、プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施し総合的に判断する。なお、提案者が1者のみの場合も審査を実施する。

(1) 日時

令和7年11月21日（金）

※実施時刻については、参加資格審査後、電子メールにより個別に通知する。

(2) 開催場所

柏市役所分室3 1階 第1会議室

(3) 内容

企画提案書の内容について30分以内でプレゼンテーションを行うこと。また、ヒアリングに要する時間は20分程度とし、全体で1事業者50分程度とする。

(4) 出席者

当日の出席者は3人以内とする。なお、主たる説明員は受託した場合の担当者とする。

(5) 評価基準及び選定方法

本事業に係る審査評価基準に基づき選定委員会が評価を行い、一番高い評価を得た提案者に対し、契約候補受託者として選定する。なお、2人以上が同一評価で最高位になった場合は、選定委員会の協議により選定する。

(6) その他

プレゼンテーションの方法は問わないが、パワーポイント等を使用する場合は、プロジェクター（接続ケーブル含む）及びスクリーン、延長コードは市が用意する。パソコン（電源コード含む）は事業者が用意すること。また、当日の追加資料の配布は認めない。

9 審査結果

審査結果については，決定後速やかに文書で通知する。また，柏市ホームページに審査結果を公表する。なお，選考の理由，結果に対する問い合わせ，異議等については応じない。

10 契約手続き

委託契約は，仕様書（案）を基に選定事業者の提案内容を盛り込み，協議の上，契約書及び仕様書を作成し，見積合わせを実施し，随意契約により締結する。また，契約候補受託者と契約を締結できない場合は，次順位提案者（第二優先交渉権者）と交渉を行う場合がある。契約候補者が契約を履行できる見込みがないと市が判断した場合は，随意契約を締結しないことがある。その場合，契約候補者は損害賠償請求をしないものとする。

11 その他留意事項

- (1) 参加表明及び企画提案等に要する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。なお，提出書類は本件プロポーザル以外の目的では使用しない。
- (3) 提出期限以降における提案書類等の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 下記のいずれかに該当する場合は提案を無効とする。
 - ア 虚偽の記載をしたもの
 - イ 談合等の不正行為があったとき
 - ウ 委託金額の上限金額を超える提案をしたもの
 - エ 前各号に定めるもののほか，提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 提出書類等は，柏市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には，対象文書として開示する場合がある。
- (6) 審査において，市が定める評価基準を上回らない場合は，契約をしないことがある。
- (7) 契約手続において使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

1 2 担当窓口

柏市こども部子育て支援課 担当：中島・清宮・影山

住 所：〒277-8505 柏市柏5丁目10番1号 別館3階

電 話：04-7168-1034

メー ル：kosodateshien@city.kashiwa.chiba.jp